

事業所間連携加算の創設による事業所での事務取扱いについて

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、セルフプランで複数の事業所を併用する障害児について、事業所間で連携を図り、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価を行う、「事業所間連携加算」が創設された。事業所間連携加算に係る具体的な取扱い等について、下記のとおりとする。

1. コア連携事業所における手続について（事業所間連携加算（Ⅰ）の対象となる手続）

コア連携事業所における具体的な手続については以下のとおり。

なお、コア連携事業所の主な役割は、他の事業所と良好な関係を構築し、日常的な情報共有や会議の開催等における連絡調整を担うことである。

① 保護者への説明及び同意

複数の児童発達支援事業所等を併用する予定があることが確認された場合は、加算対象児の保護者に対して、本加算の対象となる可能性がある旨及び本加算の趣旨（事業所間でセルフプランの共有や情報共有を行うことにより包括的な連携体制のもと支援を提供すること等）を説明し、保護者の意向等を踏まえながら、本加算の活用について同意を得る。

② 事業所間連携加算の申請

保護者から同意を得た後、コア連携事業所もしくは保護者から一宮市へ「事業所間連携加算確認書」の提出を行う。その後一宮市からセルフプラン及び事業所間連携加算確認書の写しを保護者へ交付する。コア連携事業所は保護者からセルフプラン及び事業所間連携加算確認書の写しを受け取ること。

③ 事業所間連携会議の開催に向けた連絡調整

コア連携事業所は、加算対象児に係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の情報及び個別支援計画の共有並びに事業所間連携会議を開催するための連絡調整を行うこと。初回については、一宮市からセルフプランの交付等を受けた後、できるだけ早期の段階で事業所間連携会議の開催ができるよう連絡調整を行う。

なお、事業所間連携会議は、テレビ電話装置等を活用した開催としても差し支えない。また、事業所間連携会議は加算対象児が利用する全ての事業所が出席することを基本とし、コア連携事業所は全ての事業所が出席するように努めること。やむを得ず欠席が生じる場合にも、本加算の算定を可能とするが、事業所間連携会議の前後に、当該欠席する事業所と、加算対象児及び事業所間連携会議に関する情報共有及び連絡調整を行うこと。

④ 事業所間連携会議の開催

事業所間連携会議の開催に当たっては、他の児童発達支援事業所等に対して、一宮市から交付されたセルフプランを共有するとともに、各事業所で作成する加算対象児に係る個別支援計画の提出を求めること。当該会議では、各事業所が行っている加算対象児に係る支援の実施状況等を踏まえ、各事業所で共通理解を図るべき支援に関する要点等をまとめること。なお、当該会議の進め方等については、以下を参考にされたい。

(会議におけるコア連携事業所の役割)

以下の役割に留意しながら、参加者の共通理解の下で、加算対象児への支援に関する要点について取りまとめること。

- ・ 参加者全員に発言や意見交換を促すこと
- ・ 会議の流れを整理すること
- ・ 参加者の認識にズレが生じないように確認すること
- ・ 合意形成や相互理解をサポートすること 等

(会議の中で共有する内容等)

- ・ セルフプラン
- ・ 各事業所の個別支援計画を踏まえた加算対象児に係る支援の実施状況
- ・ 加算対象児の心身の状況
- ・ 加算対象児の生活環境等の情報
- ・ 家族の状況
- ・ その他関係機関との連携状況
- ・ 事業所間で必要な連携及び連携方法
- ・ 事業所間連携会議の次期開催の目安となる時期 等

(事業所間連携会議の開催頻度について)

本加算は、セルフプランの場合において、事業所間で連携を図りながら適切な支援のコーディネートを図るためのものであることから、給付決定後早期に一度開催し、その後は概ね6月に1回の頻度で開催すること。また、加算対象児が利用する事業所間においては、事業所間連携会議の実施月以外においても、日常的な連絡調整に努めること。

⑤ 記録の作成及び共有

事業所間連携会議の内容及び会議の中で整理された加算対象児の状況や支援に関する要点について、記録を行い、他の事業所、一宮市及び加算対象児の保護者に共有すること。様式は、「事業所間連携会議にかかる記録（報告書）」を用いること。一宮市に記録を共有する際は報告書とあわせて各事業所により提出された個別支援計画を添付し、会議終了後2週間以内に提出すること。なお、報告書の提出後に本加算の算定を可能とする。

(記録する内容)

- ・ 開催日時
- ・ 参加者（不参加の事業所がある場合には、当該事業所名と会議前後の連携の有無）
- ・ 加算対象児の状況の要点
- ・ 加算対象児に関する支援の要点
- ・ 事業所間で必要な連携及び連携方法
- ・ 事業所間連携会議の次期開催の目安となる時期
- ・ その他（例えば、生活上の課題、保護者の状況など）

⑥ 保護者に対する相談援助

コア連携事業所は、事業所間連携会議終了後、加算対象児の保護者に対して、会議の中で整理された情報を踏まえた相談援助を行うこと。なお、当該相談援助については、家族支援加算の算定が可能である。

⑦ 事業所内での情報共有

事業所間連携会議の中で整理された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を加算対象児のその後の支援に活かすとともに、必要に応じて個別支援計画を見直すこと。

⑧ 事業所間連携加算の解除について

コア連携事業所は事業所間連携加算を算定している利用者が加算の要件（複数事業所利用でなくなった、保護者より加算を利用しない申し出があった等）に該当しないことを把握した場合は一宮市へ連絡すること。保護者から一宮市に加算を利用しない旨の申し出があった場合は、一宮市からコア連携事業所へ連絡を行う。セルフプランから相談支援事業所に切り替える場合は、コア連携事業所、一宮市双方が把握するため連絡は不要である。

2. コア連携事業所以外の児童発達支援事業所等における手続について（事業所間連携加算（Ⅱ）の対象となる手続）

① 事業所間連携会議への参加及び個別支援計画の提出

コア連携事業所から、事業所間連携会議の開催について連絡があった場合には、会議に参加すること。事業所間連携会議への参加に当たっては、事業所で作成している加算対象児に係る個別支援計画をコア連携事業所に提出すること。

やむを得ず出席できない場合であっても、事業所間連携会議の前後に、個別にコア連携事業所と情報共有等を行い、連携を図るとともに、個別支援計画の共有を行った場合には本加算の算定を可能とする。

なお、コア連携事業所が一宮市に報告書を提出した後に本加算の算定を行うこと。また、事業所間連携会議の開催時のみならず、日頃から、コア連携事業所を中心に、加算対象児が利用する事業所との連携を行うように努めること。

② 事業所内での情報共有

事業所間連携会議の終了後、コア連携事業所から共有された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を加算対象児のその後の支援に活かすとともに、必要に応じて個別支援計画を見直すこと。

3. 留意事項

加算対象児が利用する事業所の全てが同一法人により運営される場合には、本加算は算定されないことに留意すること。なお、この場合であっても、加算対象児の状況や支援に関する情報共有を行い、相互の支援において連携を図ることが求められるので、もれなく実施されたい。

【問い合わせ先】

〒491-8501 一宮市本町二丁目 5 番 6 号
一宮市障害福祉課障害福祉グループ
TEL 0586-28-9134(認定)